

グループホーム「福平」利用契約書

様（以下「利用者」といいます）と有限会社 ライフサポート（以下「事業者」といいます）は、利用者が、グループホーム「福平」（以下「事業所」といいます）において、事業者から提供される、認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第 1 条 （契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対して、第 4 条に定める認知症対応型共同生活介護サービス等を提供します。
- 2 利用者は、前項のサービスに対する利用料自己負担分を、事業者を支払うこととします。

第 2 条 （契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の 30 日前までに利用者から事業者に対し、文書による解約の申し入れがない場合でかつ利用者が要介護認定の更新において、要介護者と認定された場合には、本契約は更新されるものとします。

第 3 条 （認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って、利用者の認知症対応型共同生活介護計画等（以下、ケアプランといいます。）を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、利用者の心身の状況把握並びに希望及びそのおかれた環境等を踏まえて、支援の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランの作成を行います。
- 3 事業者は、ケアプランについて利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係るケアプランの変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、ケアプランを変更するものとし、利用者及びその家族等に対して説明し、その内容を確認するものとします。

第 4 条 （認知症対応型共同生活介護サービス等の内容）

- 1 事業者は、ケアプランの趣旨に沿って事業所において、利用者に対し居室、食事、日常生活上の世話等の介護サービスを提供するものとします。又、ケアプランが作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスは「重要事項説明書」の通りです。事業者は、それに定めた内容を利用者及びその家族等に説明し、同意を得るものとします。

- 3 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。又、やむを得ず身体拘束を必要と判断した時は、利用者又はその家族等の同意の基に行います。

第 5 条 (要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

第 6 条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、認知症対応型介護サービス等の提供に関する記録を作成することとし、契約終了後 2 年間保存します。
- 2 利用者又はその家族等は、利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧出来ます。
- 3 利用者又はその家族等は、利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受けることが出来ます。

第 7 条 (サービス利用料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として、「重要事項説明書」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者又はその家族等に通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月 15 日までに利用者口座振替の方法で事業者を支払うものとします。
- 4 事業者は、利用者又はその家族等から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。

第 8 条 (利用料金の変更)

- 1 第 7 条 第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の 2 ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することが出来ます。
- 2 利用者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、本契約を解除することが出来ます。

第 9 条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡して、適切な措置を講じるものとします。

第 10 条 (守秘義務等)

- 1 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 前項の規程にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。

第 11 条 (利用者の権利)

利用者と家族等は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
- ② 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
- ⑧ 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- ⑨ 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- ⑩ 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

第 12 条 (施設利用に当たっての注意義務等)

- 1 利用者が、事業のサービスを受ける場合は、次のことに留意し、利用するものとします。
- ① サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
 - ② 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
 - ③ 管理者及び職員の指示に従うものとします。
 - ④ みだりに大声を発したり、他の利用者に迷惑をおよぼす等、粗暴に亘る行為はしないものとします。
 - ⑤ 原則として事業所内は、禁酒・喫煙とし、職員の指示に従うものとします。
 - ⑥ 故意又は重大な過失により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。
- 2 利用者が前項第 6 号に違反した場合には、利用者の責任において原状に復するか、又は相当の代償を支払うものとします。

第 13 条 (事業者の義務違反)

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることが出来るものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条 （損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 15 条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することは出来ないものとします。

第 16 条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。
 - ① 利用者が、死亡した場合。
 - ② 要介護認定の更新で、利用者の心身の状況が、自立又は、要支援と認定された場合。
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
 - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。
 - ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき、本契約が解約又は解除された場合。
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条 （利用者からの契約解除）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者へ通知することにより、本契約を解除出来ます。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することが出来ます。
 - ① 第 8 条 第 2 項により、本契約を解約する場合。
 - ② 利用者が医療機関等に入院し、30 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、30 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。

- ③ 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

第 18 条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、第 6 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ 利用者が医療機関等に入院し、30 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、30 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
- ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第 19 条 (精算)

本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する、利用料金支払い義務、及び第 11 条 第 2 項の原状回復の義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 20 条 (相談・苦情処理)

事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して、相談・苦情等を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

第 21 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について、問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意を持って協議するものとします。

第 22 条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることに合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者、利用者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

(事業者) 事業所の住所 鹿児島市下福元町 7505 番地
事業所の名称 グループホーム「福平」

事業者の住所 鹿児島市唐湊 4 丁目 1 番 2 号
事業者の名称 有限会社 ライフサポート
代表者氏名 代表取締役 佃 望

印

(利用者) 利用者の住所

利用者の氏名

印

代理人の住所

代理人の氏名

印